

事 務 連 絡
平成31年 2 月21日

地方自治確立対策協議会
地方分権改革推進本部事務局 御中

内閣府地方分権改革推進室

平成31年 地方分権改革に関する提案募集の実施について

平素より、地方分権改革の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年も、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年 4 月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、下記のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を募集します。

本提案募集方式を活用し、地方の現場における支障の解決を図るとともに、住民サービスの向上につながるよう、住民をはじめ、関係団体等からの意見を反映しつつ、積極的な提案をお願いします。当室としても、提案の趣旨を踏まえ、個別の案件ごとに、支障事例や制度改正による効果を明確化するなど論点を詰めることにより、課題の解決につながるよう検討してまいります。

記

1. 事前相談

提案内容を充実し、現場に密着した課題解決に向け、着実に成果を得る観点から、内閣府との事前相談を必ず行ってください。事前相談は、当室の職員（主に自治体出身の調査員）が対応します。

（１）受付期間 平成31年 2 月21日（木）から 5 月16日（木）まで

（２）相談方法

①電子メールによる相談

「地方分権改革に関する提案募集 事前相談様式」（別添 1）に記入の上、電子メールにて、次のアドレスに送付してください。

・ アドレス：teianbosyu.c2b@cao.go.jp

※本年 1 月 4 日よりメールアドレスを変更していますので、御注意ください。

②個別相談

相談者からの具体的な提案、質問等をお聞きする個別の相談も実施します。当室のメールアドレス宛て、相談希望日を記載の上、申し込んでください。

③電話による相談

上記の相談に先立ち、まずは電話により支障事例等の問題意識を示していただき、今後の方向性を相談いただくことも可能です。次の電話番号に御連絡ください。

・ 電話番号：03-3581-2437

2. 本提案

(1) 募集期間 平成31年2月21日(木)から6月6日(木)まで

(2) 提出方法

- ① L G W A N が活用可能な団体(都道府県及び市区町村)にあっては、総務省地域力創造グループが運営する地域の元気創造プラットフォームサーバー内の「一斉調査システム」(下記URL参照)により提出してください。

(https://www15.cloud.jp.asp.lgwan.jp/micis/eAccess/FD_Ninsho/common/login.jsp)

- ② L G W A N を活用することができない団体(都道府県及び市区町村)にあっては、電子メールにて、提案書(別添2)を次のアドレスに送付してください。

・アドレス: teianbosyu.c2b@cao.go.jp

※本年1月4日よりメールアドレスを変更していますので、御注意ください。

3. 募集要項

別添3のとおり。

4. これまでの提案募集の取組において地方から寄せられた提案の内容等について、当室のホームページの提案募集方式データベース(下記URL参照)に掲載しておりますので、参考としてください。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

また、参考となる資料として、「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック(平成31年版)」(平成31年2月内閣府地方分権改革推進室)(下記URL)では、提案の検討方法や支障事例の考え方等、実践的なノウハウを幅広く掲載しておりますので、参考としてください。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

(連絡先)

内閣府地方分権改革推進室

提案募集総括担当 原田、森口、西山、廣野

Tel : 03-3581-2437

e-mail : teianbosyu.c2b@cao.go.jp